

整理番号

3-6-3-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請懇請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和2年3月2日～令和 年 月 日	金 额	9,625 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	令和2年3月分自動車リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 6

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 3- 2				
2 D 2- 3- 2				
3 D 2- 3- 3				
4 D 2- 3- 4				
5 D 2- 3- 4				
6 D 2- 3- 5				
7 D 2- 3- 9				
8 D 2- 3-15				
9 2- 3-18				
10 D 2- 3-19				
11 D 2- 3-23				
12 D 2- 3-23				

38,500 トヨタアイurus (カ)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	38,500 円	1/4 %	9,625 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-3-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	令和2年3月5日~	年 月 日	金 额 4,428円

目的	事務を行うための文房具等購入		
使途	コピー紙等購入料		
政務活動・県政との関連性	<p>払込受領書 </p> <p>(コンビニエンスストアお支払用)</p> <p>払込人氏名 東堂陽一事務所</p> <p>支店名 東京支店</p> <p>お問い合わせ番号 </p> <p>金額 ¥4428</p> <p>内消費税等 (402)</p> <p>受取人 SMBCファイナンスサービス</p> <p>アスクル担当販売店</p> <p>株式会社一貫堂</p> <p>受領印</p> <p>20.3.5</p> <p>収入印鑑用印 (GV3用)</p> <p>金額を超過する場合は、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。</p> <p>(お客様用)</p>		
《領収書貼付枠》			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,428円	100%	4,428円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

アスクルご請求書
2020年02月29日締切分

3-6-3-2

436-0225
静岡県掛川市
家代65-1

東堂陽一事務所

様

C2 469753 00002/00002 [REDACTED] U AB

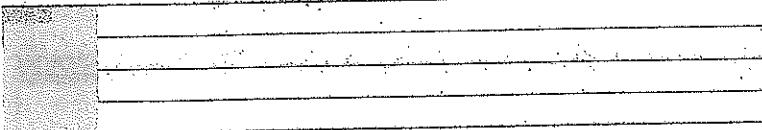
00709985 C15-U1

TEL: 0537-23-3091 FAX: 0537-22-1141

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2020年03月16日

お支払い方法 ▶ 郵便／コンビニ支払



お問い合わせ番号 [REDACTED]

アスクル担当販売店

株式会社一貫堂

静岡営業所

静岡県静岡市清水区

草薙1-14-11

大阪支店：大阪市中央区本町3-5-2

476625 036



TEL: 0120-600-406

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

4,428円

うち消費税等(

402円)

対象期間	2020/02/01 ~ 2020/02/29
当月お買い上げ金額	4,428円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グレー
02/20 47721222 352-246 V1 スーパーエコノミー+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,165	3,165		10.0 *
560-561 貼ってはがせるオフィスのノート75×50mm4色10冊	1	689	689		10.0 *
560-580 貼ってはがせるオフィスのノート75×127mmイエロー5冊	1	574	574		10.0 *
* 小計 *		4,428	[REDACTED]	※ご発注分	

整理番号

3-6-3-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県議会報告32号新聞折り込み代		
年月日	令和2年3月9日～	年月日	金額 178,200円

個別限度額上限のため ￥167,957-とする (△￥10,243-)

目的	県政報告書を新聞折り込み
使途	新聞折り込み代
政務活動・県政との関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	050
02 03 09		
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	￥177,870
お取扱枚数		
	おつり 残高	*****

キャッシング	手数料 時刻	お取扱いできない場合
	￥33009360038	
お振込先明細	シス"オカ コ"フクチヨウ 当座 0309745 カ)シス"オカオリコミ 様	
内	トウト"ウ ヨウイチ 様 TEL 0537-23-3091	

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	178,200円	/	178,200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-3

発行日: 2020/03/06

オリコミ配布見積書

JNo. 2003060130

1 / 1 頁

東堂陽一

様

広告主 東堂陽一

様

合計 161,700

消費税 16,170

御見積金額

¥177,870

折込日 2020年03月29日 日曜日

朝刊

サイズ B3 部数 29,400

振込銀行口座
静岡銀行 呉服町支店 当座預金 0309745

タイトル 県議会報告

担当者

見積者

会場

地区	販売店	扱部数	部数	単価	金額
菊川市	小笠 永田	1,650	50	5.400	270
	小計		50		270
掛川市	大東 松浦	3,100	3,100	5.400	16,740
	横須賀 松浦	3,700	2,600	5.400	14,040
	武藤	1,450	1,450	5.400	7,830
	松本	3,400	3,400	5.400	18,360
	風間	7,300	7,300	5.400	39,420
	神谷	4,600	4,600	5.400	24,840
	外山	6,900	6,900	5.400	37,260
	小計		29,350		158,490
	調整金額				
	合計		29,400		158,760
	対象管理料		29,400	0.10	2,940
	対象外管理料		0		
	総合計				161,700

整理番号

3-6-3-4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	大日本報徳社年会費		
年 月 日	令和2年3月16日～	年 月 日	金 額 2,500円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推讓を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)
会の活動内容等	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

令和2年1月～令和2年12月で1年間
 令和2年1月～令和2年3月分を今回請求
 $10,000 \times 3 / 12 \text{ヶ月} = 2,500$

ご利用明細 票

お取扱日	店番	取扱番号
02-03-16	023235	A93110007
取扱店		サクラヰ
払込口座	00270-4	1311
払込金額	*10,000	料金 *0
振替受付票 ご記入の証拠として保存して下さい。消費料金等が金券で支払われる大変さを減らす。よし られることはございません。 (ゆうちょ銀行)		
印紙申告納付につき選択印紙申告書		*10,000
入金額		おつり
4月からATMの電信振替料金は、ご利用につき100円です。		

印紙申告納付につき選択印紙申告書

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,500円	/	100% 2,500円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

公報発第47号
令和2月3月13日

公益社団法人大日本報徳社
個人社員 各位

公益社団法人大日本報徳社
社長 繁山恭彦

令和2年度 公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

春風の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、報徳社運動の推進につきましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の社員総会を3月13日(金)に開催し、「令和2年度 事業計画・予算」が認められ、社費につきましては昨年と同額にさせていただくことになりました。

つきましては、誠に恐縮ですが6月30日(火)までに個人社費(年会費)のご納入をお願いいたします。

本状と行き違いでご納入いただいた場合には、お詫び申し上げます。

記

1 個人社費 10,000円 (報徳誌年間購読料含む)

2 納入期日 6月30日(火)

※社費納入の際に発行される「控え」をもって、余費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡連絡下さい。

公益社団法人大日本報徳社
専務理事 松本一男
事務局長 [REDACTED]
電話: 0537-22-3016
FAX: 0537-23-5523

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推讓を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
- (2) 社会福祉に寄与する事業
- (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
- (4) 環境保全に関する事業
- (5) 報徳に関する事業と啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
 - (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- 2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という) 上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならぬ。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもつて構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 3人以上5人以内

2 理事のうち1人を社長とする。

3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。

4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもつて同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

第6章 顧問、参事、講師

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第30条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第31条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は榎村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。（第5条 法人の構成員及び 第13条 開催の変更）

<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金	27,662 円	掛川市農業協同組合 普通預金
預金	推讓基本金	2,448,673 円	掛川市農業協同組合 普通預金
建物	仰徳学寮		掛川市掛川 1183-2 昭和 13 年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等			
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成 19 年 12 月取得	
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和 13 年取得	
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和 2 年取得	
建物	龜北学舎	掛川市掛川 1178	昭和 13 年取得	
構築物	門 道徳門	掛川市掛川 1183-2	明治 42 年取得	
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治 42 年取得	
什器備品	書画 無尽藏	伊藤博文 書		大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画		大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像		大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像		中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23 幅		報徳図書館展示

整理番号

3-6-3-5

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所浄化槽維持管理料		
年 月 日	令和2年3月23日~	年 月 日	金 额 935円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和2年2月分浄化槽維持管理料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細)

*差引残高の金額頭部に-(マイナス印)
がある場合はお借入残高を表わします。

6

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
2-3-2				
D 2-3-2				
D 2-3-3				
D 2-3-4				
D 2-3-4				
D 2-3-5				
D 2-3-9				
D 2-3-15				
2-3-18				
D 2-3-19				
D 2-3-23				
D 2-3-23		1,870	チヨウインカンキヨウホセイ	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動、後援会活動で 使用のため	1,870円	1/2	935円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-5

請求書

No 2002-1-955496

2020年 02月 11日

コードNo.

静岡県掛川市家代65-1

東堂 陽一事務所

様

御請求額 1,870 円 (内消費税 170 円)

但し 净化槽維持管理代金

2020年 02月 11日分 御請求申し上げます。

作業内容	内訳
清掃	円
汚泥引抜	円
保守点検	1,700 円
維持管理	円

貴指定口座より 2020年 03月 23日 に振替させていただきます。

中遠環境保全株式会社

代表取締役 高橋 勇

静岡県掛川市八坂317番3

TEL 代表 0537-27-1248

担当者

整理番号

3-6-3-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	倫理法人会会費(令和2年2月、3月)		
年 月 日	令和2年3月23日～令和 年 月 日	金 额	20,000円

会の趣旨・目的	経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々ネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をする。会の目的、活動指針にあるような、地域社会の発展、環境の保全と美化、そして経営者である構成会員の産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部に-(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。 6

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 3- 2				
2 D 2- 3- 2				
3 D 2- 3- 3				
4 D 2- 3- 4				
5 D 2- 3- 4				
6 D 2- 3- 5				
7 D 2- 3- 9				
8 D 2- 3-15				
9 2- 3-18				
10 D 2- 3-19				
11 D 2- 3-23		20,000	SMBC(りんりょウシヤン)	
12 D 2- 3-23				

※添付書類:団体の会則・事業概要・その他)(定款(抄))

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	20,000円	100%	20,000円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

一般社団法人 倫理研究所

倫理法人会入会にあたって

◆ご入会にあたり、下記の「倫理法人会の目的・活動指針・会員心得」をご賛同いただくとともに各項目をご確認、ご了承くださいますようお願いいたします。

倫理法人会の目的

本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

活動指針

1. 倫理の学習と実践の場を提供し、よりよい生活習慣とゆたかな人間性をそなえたリーダーを養成する。
2. 深く家族を愛し、篤く祖先を敬い、なごやかでゆるぎない家庭を築く人を育てる。
3. 「明朗」「愛和」「喜働」の実践により、躍動する職場づくりを推進する。
4. 愛と敬と感謝の経営をめざす会員の輪を拡げ、各種の活動をとおして地域社会の発展に寄与する。
5. 自然を畏敬・信愛し、「地球人」たる自覚を深め、環境の保全と美化に貢献する。

会員心得

1. 朝らかに働き、喜びの人生を創造します。
2. 約束を守り、信頼の輪をひろげます。
3. 人を愛して争わず、互いの繁栄をねがいます。

会費

1. 月額1口1万円、(何口でも可)。消費税の対象外のため仕入れ税額控除はできません。
2. 毎月23日(土・日・休日の場合は翌営業日)に各会員が指定した金融機関の預金口座宛にSMBCファイナンスサービス(株)より請求されます。「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」にご記入のうえ「入会申込書」とともにご提出ください。
*諸般の事情により上記手続きができない場合は、紹介者または事務局にご相談ください。
3. 一度ご入金いただいた会費はお返しえません。
4. ご入金いただいた会費は、「全国倫理法人会の活動・運営・学習の支援」「講師派遣の諸費用」「『職場の教養』製作・発行費用」「公益事業活動費」など有効に活用いたします。
5. 入会金は不要です。

整理番号 3-6-3-7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和2年3月24日～令和 年 月 日	金 額	3,960円

目的	危機管理くらし環境委員会パブリックコメントの調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）、駐車場
政務活動・県政との関連性	危機管理くらし環境委員会のパブリックコメントの状況等を調査し、県政の進展に役立て る

《領収書貼付枠》

<p>領 収 書 Receipt 領取年月日 2020.3.24 金額 ¥3,460(消費税等込み) 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (4枚) 4枚 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅 掛川駅-MV3発行 50124-02</p>	<p>領 収 書 (ご利用明細書) 有効駐車時間 2020年03月25日 19:45まで 現金精算 金 500 円也 残ポイント 304 精算時刻 2020年03月24日 19:45 承認NO. 613-898-B223-84620 スペースEOO 掛川駅前第5 駐車場NO.01545 株式会社 スペース24 http://www.space24.co.jp</p>
---	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,960円	100%	3,960円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1号

整理番号

3-6-3-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	電話機リース料		
年 月 日	令和2年3月25日～令和 年 月 日	金 額	3,942 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年3月分電話機リース料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

13 D 2- 3-23
 14 D 2- 3-25
 15 D 2- 3-26
 16 D 2- 3-26
 17 D 2- 3-26
 18 D 2- 3-26
 19 D 2- 3-31
 20 D 2- 3-31
 21 D 2- 3-31
 22 D 2- 3-31
 23 D 2- 3-31
 24 2- 3-31

7,884 NTTアイナス(カ)

- 他店を支払場所とする証券類を受けた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 □ 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	7,884 円	1/2	3,942 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-2号

整理番号

3-6-3-9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	掛川経済懇話会令和2年度前期会費(令和2年1月～令和2年3月)		
年 月 日	令和2年3月25日～令和 年 月 日	金 額	10,055円

会の趣旨・目的	掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上がりを目的とする(規約より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

令和2年1月～令和2年12月で1年間

令和2年1～3月分を今回請求

20,110×3/6ヶ月=10,055

ご利用明細 静岡銀行

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
02 03 25	050		
銀行番号	店番号		
科目	口座番号		
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0317	お引出し	¥20,000	
お取扱枚数			
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥11010540137		

お
振
込
先
明
期
内
シス"オカ
カケカ"ワ
普通 0042215
カケカ"ワケイサ"イコンワカイ 様
トウト"ウ ヨウイチ 様
TEL 0537-23-3091

※添付書類(団体の会則)・事業概要・その他(

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,055円	/	10,055円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

掛川経済懇話会規約

3-6-3-9

- 第1条 本会は掛川経済懇話会と称す。
- 第2条 本会は事務所を掛川市 掛川商工会議所に置き、事務を委託する。
- 第3条 本会は掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上りを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的のため研究会、講演会、視察、懇談会等の事業を行なう。
- 第5条 本会の会員は、掛川市及びその一円に居住或いは事業所を持つ者とする。
- 第6条 新しく会員となるものは、役員会の承認を得なければならない。
加入金は徴収しない。
脱会は自由なるも、年度内の会費は徴収する。
- 第7条 本会の会員は会費を負担する義務を負う。
会費は半期 20,000 円（年額 40,000 円）とし、徴収は年 2 回とする。
本会費は、静岡銀行掛川支店が徴収し保管する。但し、会長が必要と認めたときは総会の議を経て追加徴収又は返戻する。
- 第8条 本会は毎年 1 月より 12 月までを 1 ヶ年度とする。
- 第9条 本会は 1 月に定例総会（会務報告、決算並びに予算、役員選任）を行ない、春秋各 1 回例会（講演、研究、視察、懇親会等）を開催する他、会長が必要と認めたときは随時これを開催する。
決議事項は出席会員の過半数をもって決定する。
- 第10条 本会に次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 2 名、幹事 4 名、会計監査人 2 名。
役員は定例総会において選出する。
会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、事故あるときは代理する。
幹事は本会の事業の運営にあたる。
会計監査人は会計を監査する。
役員の任期は何れも 2 ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 第12条 本規約の改廃は総会の承認を得るものとする。
- 第13条 本規約に定めない事項については役員会に於いて決定する。

附 則

本規約は昭和 48 年 1 月 1 日より実施する。
昭和 50 年 1 月 17 日より一部改正する。
昭和 50 年 9 月 10 日より一部改正する。
昭和 51 年 1 月 1 日より一部改正する。
昭和 53 年 1 月 1 日より一部改正する。
昭和 55 年 2 月 25 日より一部改正する。
平成 3 年 1 月 14 日より一部改正する。
平成 11 年 1 月 19 日より一部改正する。
平成 18 年 1 月 24 日より一部改正する。
平成 27 年 2 月 2 日より一部改正する。

整理番号

3-6-3-10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議昌氏名 自民改革會議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ保守、更新		
年 月 日	令和 2 年 3 月 26 日～令和 年 月 日	金 額	16,610 円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に発信する。
使途	令和2年3月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からぬという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領收書貼付粹

不利用明細

静岡銀行

モリモリがとうござります

お問い合わせください。

年月日		振替先店番・科目・口座番号		050
02	03	26		
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
お取扱店		お取引内容	お取引金額	
0317		お引出し	¥16,500	
お取扱店 お取扱店名		（千円）（百円）（十円）（千円）（百円）（十円）（千円）（百円）（十円）		
		おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
		11013450155		

06 520 38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,610円	/ 100%	16,610円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-10

NO. 202003-21
2020年3月25日

御 請 求 書

東堂陽一 様

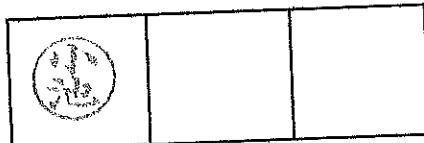
macro Design

マクロデザイン

〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136
TEL 053-422-7017 /FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。



合計金額 ￥16,500

品 名	数量	単 価	金 額	備 考
2020年3月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,500	
総計(税込)			¥16,500	

備考:

振込先: 静岡銀行さがせ支店(普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

様式第1-1号

整理番号

3-6-3-11

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所ガス代		
年 月 日	令和2年3月26日～	年 月 日	金 額 2,572円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和2年3月分ガス代
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

13 D 2- 3-23	
14 D 2- 3-25	
15 D 2- 3-26	
16 D 2- 3-26	
17 D 2- 3-26	振替 5,144 オカシタ
18 D 2- 3-26	
19 D 2- 3-31	
20 D 2- 3-31	
21 D 2- 3-31	
22 D 2- 3-31	
23 D 2- 3-31	
24 2- 3-31	

■他店を支払場所とする証券類を受けた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

□摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



旧見付学校

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	5,144 円	1/2	2,572 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-11

ガス検針票

20年03月分
検針日 20年03月09日

お名前	東堂陽一 事務所 様
ご住所	掛川市家代65-1

お客様番号 [REDACTED] ご使用日数 31日

検針内容	メーター交換
今回指針 120.6m³	
前回指針 114.8m³	
今回使用量 5.8m³	

前回検針日 20年02月07日
前回使用量 3.9m³ 前年同月 9.6m³

今回ガス料金	5,144円
基本料金	1,800円
従量料金	2,876円
消費税	468円

今回請求額 5,144円

支払方法 口座振替
03月分振替予定 20年03月26日
02月分振替結果 20年02月26日 4,125円
上記金額を振替させて頂きました。

従量料金の単価内訳(税抜)
5.0m³まで 500.0円 25.0m³まで 420.0円
15.0m³まで 470.0円 9999.9m³まで 380.0円
20.0m³まで 440.0円

お知らせ

検針伝票には当月のみ金額が表示されます
残高・器具等の売上のあるお客様には後日改
めて明細書を送付させて頂きます。

いつもありがとうございます。

担当 [REDACTED]

保安点検 良:○ 否:×	裏面をご覧ください
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪	

静岡資材株式会社 掛川販売支店
掛川市下垂木2338-1
TEL 0537-24-5581

様式第1-1号

整理番号

3-6-3-12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡新聞購読		
年 月 日	令和2年3月26日～令和 年 月 日	金 额	1,490 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13 D 2- 3-23	
14 D 2- 3-25	
15 D 2- 3-25	新聞代 2,980 カサマシンパンテン
16 D 2- 3-26	
17 D 2- 3-26	
18 D 2- 3-26	
19 D 2- 3-31	
20 D 2- 3-31	
21 D 2- 3-31	
22 D 2- 3-31	
23 D 2- 3-31	
24 2- 3-31	

①他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

②摘要欄に「* AD *」、「* CD *」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



旧見付学校

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	2,980 円	1/2	
			1,490 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

樣式第 1 - 1 号

整理番号

3-6-3-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
----	-------	---	-------	---	-------	--	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	県議会報告作成
年 月 日	令和 2 年 3 月 31 日～ 年 月 日 金額 467,830 円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	県議会報告 32 号作成費、印刷費、折り
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からぬという声 を聞く。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領收書貼付件》

不利用取組

靜岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容を確認いただきお持ち帰りください。

年月日			振替先店番・科目・口座番号			051
02	03	31				
銀行番号	店番号	科目	口	座	番号	

お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0317	お引出し	¥467,500	
お取扱枚数			
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	￥220	11時01分	

お
振
込
送
先
明
細
シス" オカ
カケカ" ワ
普通 235214
ナコウエイタラコイツク 様

トウトウ ヨウイチ 様
TEL 0537-23-3091

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	467,830円	/ 100%	467,830円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-13

請求書



代表取締役 小澤
静岡県掛川市弥生町123
TEL: 0537-24-4345
FAX: 0537-24-2223

*
伝票番号 No. 100748
発行日: 2020/03/27
売上日: 2020/03/27

東堂陽一事務所 御中

品目名	数量	単位	単価	金額
東堂陽一県議会報告No.32号 (3/29朝刊折込)	34,100			425,000
振込先 島田掛川信用金庫城北支店 (普) No.24068			税抜金額	425,000
静岡銀行掛川支店 (普) No. 235214			消費税額	42,500
掛川市農協やよい支所 (普) No. 25060			合計金額	467,500

様式第1-1号

整理番号

3-6-3-14

決裁	会派代表者		經理責任者		經理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諭情報等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務旅費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和2年3月1日～令和2年3月31日	金 額	75,000円

目的	調査研究など政務活動を補助する事務員を雇用		
使途	令和2年3月分給与		
政務活動・県政との関連性			
《領収書貼付枠》			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	75,000円	/	75,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給与支払明細書

2020 年 3 月分

支給日 2020 年 3 月 31 日

所属		氏名		殿
----	--	----	--	---

出勤日		日間	労働時間	時間内	60 時間	分	時間外		時間	分
-----	--	----	------	-----	-------	---	-----	--	----	---

支給額

時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	75,000 円

控除額

健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円

差引支給額

75,000 円

[事業所名]

東堂陽一 事務所

[事業所所在地]

静岡県掛川市家代65-1

会派様式第5号

雇用実績表

3月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日	4	4	政務調査資料準備
2	月	4	4	県議会報告32号作成補助
3	火			
4	水	4	4	2月定例会資料準備
5	木	4	4	2月定例会資料準備
6	金	4	4	2月定例会資料準備
7	土	4	4	県議会報告32号作成補助
8	日			
9	月			
10	火	4	4	政務調査資料準備
11	水			
12	木			
13	金	4	4	県議会報告32号作成補助
14	土			
15	日	4	4	政務調査資料準備
16	月			
17	火			
18	水			
19	木			
20	金			
21	土			
22	日			
23	月	4	4	政務調査資料準備
24	火			
25	水	4	4	県議会報告32号作成補助
26	木			
27	金			
28	土	4	4	2月定例会資料整理
29	日	4	4	2月定例会資料整理
30	月			
31	火	8	8	3月分政務活動費支出関係書類作成
計		60	60	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年3月31日
会派・議員名 東堂陽一

[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

$$\text{①(B)60時間} \times \text{単価}[1,250\text{円}] = \text{④75,000\円}$$

$$\text{②総支給額 [} \text{円}] \times (B) / (A) = \text{円}$$

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号

3-6-3-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	聖教新聞購読		
年 月 日	令和2年3月31日～令和 年 月 日	金 额	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年3月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

東堂 陽一 事務所 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。
2020年3月分領收日 3月31日
領收金額 ￥1,934 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)販売店 落合 信吾
住所 畠田市向合元町793-1
TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136
お申込No.

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,934円	100%	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-3-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書（自動車燃料代）

【 3 月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	184.6	18 円 × 184.6 km / k m	3,323

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 東堂陽一 

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,323 円	/ 100%	3,323 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
--------	-------	--	-------	--	-------	--	--

支 出 証 披 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・車両費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	令和元年5月1日～令和2年3月31日	金 额	2,475 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

SIM代(2年)の為

- ・原本は平成30年度3-9-5-15に添付
- ・今回R1年5月～R2年3月、11か月分
- ・ $10,800 \times 11 / 24$ ヶ月 = 4,950

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用のため	4,950 円	1/2	2,475 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-17

様式第1-1号

整理番号

3-9-5-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請賛成等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	平成 30 年 5 月 19 日～平成 年 月 日	金 额	13,167 円

目的	海外視察時などに会話をするための音声翻訳機購入
使途	音声翻訳機購入料
政務活動・県政との関連性	海外視察時あるいは海外からの静岡県視察者などとの会話が必要であるが、お互いに会話が充分にできない、あるいは通訳が利用できない場合に、本機をその会話に利用し、その結果を県議会の質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

SIM代(2年)の為

- $32,184 - 10,800 = 21,384$ (本体代)
- $10,800 \times 11 / 24 = 4,950$ (H30年5月～H31年3月、11か月分)
- $21,384 + 4,950 = 26,334$

< H31年度 4月分 >

$$10,800 \times 1 / 24 = 450$$

⑥ < R1年度 5月～R2 3月 >

$$\underline{10,800 \times 11 / 24 = 4,950}$$

< R2年度 4月分 >

$$10,800 \times 1 / 24 = 450$$

按分の理由 政務活動、私用で使用の ため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	26,334 円	1 / 2	13,167 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

発行日：2018年5月24日21時50分

宛名：東堂陽一事務所 様

金額：32,184円（税込）

但し書き：POCKETALK（ポケトーク）ホワイト+専用グローバルSIM（2年）代として

お支払い方法：クレジットカードご利用

領収日：2018年5月19日

注文番号：2018051921512475

上記、正に領収いたしました。

ソースネクスト株式会社

東京都港区東新橋1-5-2
汐留シティセンター33階

本紙は電子的に保持されている領収データを画面表示したものです。



(3-9-5-15)

3-6-3-17

納品書

発行日:2018年5月20日

【お届け先】

東堂陽一樣



お客様のご住所につきましては、個人情報保護のため、表示をいたしておりません。

この度は「SOURCENEXTeSHOP」をご利用頂きまして

誠にありがとうございます。

下記の通りご注文の品を納品させていただきます。

【ご注文者】

東堂陽一樣

ご注文日付: 2018年05月20日
ご注文番号: 2018051921512475

税抜金額	送料	代引手数料	コンビニ手数料	消費税金額	割引額	合計金額
29,800	0	0	0	2,384	0	32,184

～領収書について～

～領収書についてお問い合わせは、下記のページからお申し込みください。
領収書についてお問い合わせは、下記のページからお申し込みください。
<http://www.sourcenext.com/r/eshop/re>

～商品保証に関して～
ソースネクストeshopでは、納品書が保証書の店舗印の代わりとなります。
必ず保証書と一緒に大切に保管してください。

(3- 9- 5- 15)

3 - 6 - 3 - 17



「POCKETALK(ポケトーク)」専用シリコンケース

【 「POCKETALK (ポケトーク)」導入予定企業 】

「POCKETALK (ポケトーク)」は、家電量販店での販売はもちろん、法人様の社員利用や、レンタルサービスとしてエンドユーザーへ貸出しするなど多くの企業（10月23日時点）での取扱いが決定しています。今後も提供先を拡大していく予定です。



【 ソラコム社について 】
株式会社ソラコムは、通信プラットフォーム「SORACOM」を提供しています。「SORACOM Air for セルラー」は、データ通信SIMを提供し、1回線からリーズナブルにセルラー通信をご利用いただける他、ブラウザやAPIで回線の一括操作・管理が可能です。ウェブサイト：<https://soracom.jp/>

「POCKETALK (ポケトーク)」の製品概要

■ 製品名	： 「POCKETALK (ポケトーク)」
■ 価格	： 24,800円（税別）
■ 製品名	： 「POCKETALK (ポケトーク) + 専用グローバルSIM (2年)」
◎ 価格	： <u>29,800円（税別）</u>
■ 製品内容	： 通訳デバイス
■ 販売	： ソースネクスト株式会社
■ 製品情報	： http://www.sourcenext.com/product/pocketalk/

<同梱物>
充電用ケーブル(microUSB)
ユーザー・マニュアル
スタート・ガイド
専用グローバルSIM (専用グローバルSIM同梱モデルの場合)

「専用グローバルSIM (2年)」

■ 価格	： <u>10,000円（税別）</u>
■ 提供元	： 株式会社ソラコム
■ 販売	： ソースネクスト株式会社

「POCKETALK (ポケトーク)」の動作環境

■ プロセッサ	： クアッドコア 1.3GHz ARM7
■ メモリ (ROM)	： 8GB
■ メモリ (RAM)	： 1GB
■ ディスプレイ	： 1.3インチ画面、320×320ピクセル
■ SIM規格	： nano-SIM (当社指定のSIM以外はサポート対象外です)
■ ワイヤレス通信	： Wi-Fi : 802.11b/n 3G : W-CDMA (850/1900/2100MHz) 日本国内では2100MHz (docomo) で利用可能
■ マイク	： ノイズキャンセル機能搭載の内蔵デュアルマイク
■ オーディオ	： 外部オーディオ/マイク対応3.5mmプラグ 内蔵ダイナミックスピーカー
■ 動作時間	： 待機時：約5日間 連続翻訳時：約6時間
■ 使用温度 (充電時)	： 0°C~45°C (ただし、結露がないこと)
■ 使用温度 (利用時)	： -20°C~45°C (ただし、結露がないこと)
■ インジケーター色	： 赤、青、緑
■ 寸法	： 110×60×16mm 約90グラム

コピーライト表記について

整理番号

3-6-3-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	令和2年4月1日～令和 年 月 日	金 额	8,441円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和2年3月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

$$11,549 \text{ 円} + 5,333 \text{ 円} = 16,882 \text{ 円} \div 2 = 8,441 \text{ 円}$$



普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。

7

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 3-31	繰越会員			
2 D 2- 4- 1	電気料金	11,549		
3 D 2- 4- 1	電気料金	5,333		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	16,882円	1/2	8,441円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費)事務費・事務所費・人件費		
内 容	中日新聞購読		
年 月 日	令和2年4月3日へ	年 月 日	金 額 4,037円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

	普通預金 (兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 7			
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 3-31				
2 D 2- 4- 1				
3 D 2- 4- 1				
4 D 2- 4- 2				
5 D 2- 4- 3 新聞代		4,037	コマツモトシラフバン	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,037円	/	100% 4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-3-20

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話料		
年 月 日	令和2年4月10日～令和 年 月 日	金 额	2,133 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年3月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

$$(2,700+3+4,800+200+50+2) \times 1.10 = 8,531$$

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	普通預金(兼お借入明細)		店番号
				差引残高	マードのある場合は お借入残高を記入します	
1	02-03-26	200				
2	02-03-27	200				
3	02-04-01	200				
4	02-04-03	800				
5	02-04-10	200				
6	02-04-10	200		22,326	「ミス"LCカード"」	
7						
8						
9						
10						
11						
12						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
			1/4	%
政務活動、後援会活動、 私用で使用のため	8,531 円			2,133 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2020年3月25日
金鑑鑑定会日までに
お支払いいただけます。ご利便用額を算出しますのでご確認ください。
お支払い毎月10日(金鑑鑑定会日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。
お支払い毎月10日(金鑑鑑定会日)に指定のお支払い口座にお振り込みします。
お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にて連絡ください。
お支払い合計金額がマイナスにならぬようご注意ください。

2020年3月25日

支金店 横濱 開名
口座番号(一部非表示) トウドウカヨウ

力一ド名称	SHIMIZU With Card	会員登録	全国の支店・会員登録	22,326円
カード番号(一部非表示)	[REDACTED]	会員登録	全国の支店・会員登録	
2020年 4月10日 (金)				



三

便郵納後

76-6
76-225
川市家代

A large QR code is positioned at the top left of the page, with the text "QRコード" (QR code) written vertically next to it. The QR code links to the payment page.

書明細代用利

株式会社久保

(7) 第00140号

0:00AM~5:00PM)一部携帯電話不可
（24時間自動音声） 0120-592-19
（日本語） 054-355-310

正言·卷之二

0:00AM~5:00PM》一部携帯電話不可

0120-592-19
056-355-310

卷之三

出人:株式会社 ジエーシーニュービー TEL689-1111 頃限販売市若葉台1-1-1 JCB銀聯クリエーションセンター
ご当地のひからははじめてござい。豊富のひからはじめてござい。/

●ボートの下4桁は「*********」と表示され、実際のカード番号とは異なります
●入力ボートの左側には「*********」と表示され、実際のカード番号とは異なります

卷之三

3-6-3-20

4TIEIB 00208225

(2/4 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年3月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	-------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等(計)	12,300	12,300	基本使用料		合算
◇通話料・通信料(計)	422	42	X i・SMS通信料		合算
		640	国内通話料(ドコモ光電話)		合算
		-120	繰越適用額(ドコモ光電話)		合算
		-480	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)		合算
		340	他社接続料(ドコモ光電話)		合算
◇パケット定額料等(計)	5,300	6,500	パケット定額料(シェア)		合算
		-800	パケット定額料(ドコモ光セット割)		合算
		-900	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)		合算
		500	シェアオプション定額料		合算
		0	パック定額通信料		合算
◇その他ご利用料金等(計)	2,048	3,290	付加機能使用料等		合算
		0	ドコモWi-Fi利用料		合算
		200	番号案内料		合算
		50	請求書発行手数料		合算
		-1,500	各種割引適用額		合算
		8	ユニバーサルサービス料		合算
◇決済サービス代金等(計)	250	250	s pモード決済(iTunes)		非対象等
◇消費税等相当額(計)	2,006	2,006	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	22,326	22,326	合計	(3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>					
ご利用期間(2/1~2/29)					
◇基本使用料等(計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone		合算
◇通話料・通信料(計)	3	3	X i・SMS通信料	2月ご利用分	合算
◇パケット定額料等(計)	4,800	6,500	ベーシックシェアパック定額料	ステップ1:~5GB	合算
		-800	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED]	合算
		-900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)		合算
		0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	1. 2G(通信速度制限含む)	合算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	1. 2G(通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,522	300	s pモード利用料		合算
		200	あんしんセキュリティ利用料		合算
		750	ケータイ補償iPhone&iPad750		合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
		-380	あんしんパックモバイル割引		合算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 3月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]	税区分 TAX
	50	50	ケータイお探しサービス利用料		合算
	50	50	ケータイお探しサービス割引料		合算
	300	300	ドコモWi-Fi利用料 (s pモード)		合算
	-300	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合算
	200	200	電話番号案内料 (104)	2月ご利用分	合算
	50	50	請求書発行手数料	3月請求分	合算
	2	2	ユニバーサルサービス料／基本	1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)	902	902	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	9,927	9,927	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、2月末で	23年4か月となりました。	
			○カケホーダイ／ライトプランご契約期間は2月末で	1年12か月となり満了となりました。	
			○ポイントのお知らせ		
			2月ご利用分に対する獲得ポイントは、	80です。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,825円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
			○ステージのお知らせ	プラチナステージです。	
			2月末のステージは、		
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		
			○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2020年2月29日現在)	
			ご利用期間 (2/1~2/29)		
◇基本使用料等 (計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone		合算
◇通話料・通信料 (計)	39	39	X i・SMS通信料	2月ご利用分	合算
◇パケット定額料等 (計)	500	500	X i シェアオプション定額料		合算
	0	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.1G (通信速度制限なし)	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	228	300	s pモード利用料		合算
	200	200	あんしんセキュリティ利用料		合算
	750	750	ケータイ補償iPhone&iPad750		合算
	400	400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
	-380	-380	あんしんバックモバイル割引		合算
	50	50	ケータイお探しサービス利用料		合算
	-50	-50	ケータイお探しサービス割引料		合算
	300	300	ドコモWi-Fi利用料 (s pモード)		合算
	-300	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合算
	-1,500	-1,500	docomo with適用額		合算
	2	2	ユニバーサルサービス料／基本	1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇決済サービス代金等 (計)	250	250	s pモード決済 (iTunes)	3月請求分	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	301	301	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	3,562	3,562	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、2月末で	17年2か月となりました。	

整理番号

3-6-3-21

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話料		
年 月 日	令和2年4月10日～令和元年 月 日	金 额	4,171円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年3月請求分電話料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

$$(6,900+380+200+100+2+2) \times 1.10 = 8,342$$

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	普通預金(兼お借入明細)		店番号
				差引残高	マードのあらわしは お借入残高を表わします	
1 02-03-26	200					
2 02-03-27	200					
3 02-04-01	200					
4 02-04-03	800					
5 02-04-10	200					
6 02-04-10	200	22,326	シス"LCカート"J			
7						
8						
9						
10						
11						
12						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1/2	
		%	
政務活動、後援会活動で使用のため	8,342円		4,171円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2020年3月25日までに金額を算定する旨)により算定する旨)となります。二八金は前日(金額を算定する旨)までに支払う旨)となります。二八金は前日(金額を算定する旨)までに支払う旨)となります。

2020年·3月25日

金支店 慶賀名
口座番号(一部非表示) トウトウヨウイチ

カード番号(一部非表示)	SHIMIZU With Card
今回の支払日	2020年 4月10日(金)
今回の支払金額合計	22,326 円



36-0225
代市川櫻屋

書細明代留利之文

株式会社ドクターハウス

-0941 静岡県伊豆市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号
 引き合せ 9:00AM~5:00PM一部携帯電話不可
 能額の案内 (24時間自動音声) 0120-592-111
 い金^{セイ} (主・日・祝休) 054-355-3111

朝の問い合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可
電話のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196
問い合わせ (土・日・祝休) 054-355-3100

出に株式会社ジエーシービー 〒689-1111 鳥取県鳥取市若菜町6-1-1 JCB銀聯リエーションセンター
にからめうりこはなこへたどり。(愛媛県のうみこはなこへたどり) 080-5555-5555

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年3月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	-------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】					
◇基本使用料等(計)	12,300	12,300	基本使用料		合算
◇通話料・通信料(計)	422	42	Xi・SMS通信料		合算
		640	国内通話料(ドコモ光電話)		合算
		-120	繰越適用額(ドコモ光電話)		合算
		-480	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)		合算
		340	他社接続料(ドコモ光電話)		合算
◇パケット定額料等(計)	5,300	6,500	パケット定額料(シェア)		合算
		-800	パケット定額料(ドコモ光セット割)		合算
		-900	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)		合算
		500	シェアオプション定額料		合算
		0	パック定額通信料		合算
◇その他ご利用料金等(計)	2,048	3,290	付加機能使用料等		合算
		0	ドコモW1-F1利用料		合算
		200	番号案内料		合算
		50	請求書発行手数料		合算
		-1,500	各種割引適用額		合算
		8	ユニバーサルサービス料		合算
◇決済サービス代金等(計)	250	250	s pモード決済(iTunes)		非対象等
◇消費税等相当額(計)	2,006	2,006	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	22,326	22,326	合計	(3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>					
			ご利用期間(2/1~2/29)		
◇基本使用料等(計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone		合算
◇通話料・通信料(計)	3	3	Xi・SMS通信料	2月ご利用分	合算
◇パケット定額料等(計)	4,800	6,500	ベーシックシェアパック定額料	ステップ1:~5GB	合算
		-800	ドコモ光セット割	契約ID:[REDACTED]	合算
		-900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)		合算
		0	(参考)当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	1. 2G(通信速度制限含む)	合算
		0	(参考)当月ご利用データ量	1. 2G(通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,522	300	s pモード利用料		合算
		200	あんしんセキュリティ利用料		合算
		750	ケータイ補償iPhone & iPad 750		合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
		-380	あんしんパックモバイル割引		合算

*** NTTドコモからのお知らせ ***

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

*** ユニバーサルサービス料について ***

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年3月ご請求分
ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])			
内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		○カケホーダイ／ライトプランご契約期間は2月末で ○ポイントのお知らせ 2月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 2月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	6か月となりました。 30です。 3,011円です。) プラチナステージです。
△基本使用料等(計) 6,900	5,400 0 1,500	戸建・タイプB／西 (参考) TNC利用 ドコモ光電話バリュー基本使用料	合算 合算 合算 48.0円の通話料を含みます。 光電話番号: 0537-23-3091
△通話料・通信料(計) 380	640 -120 -480 340	国内通話料 繰越適用額 無料通話適用分 他社接続料	1月ご利用分 12月ご利用分からの繰越額は120円 1月ご利用分 1月ご利用分
△その他ご利用料金等(計) 754	500 -50 200 100 2 2	ネットトータルサポート利用料 あんしんパックプラス割引 ダブルチャネル 追加番号 ユニバーサルサービス料／基本 ユニバーサルサービス料／基本(追加番号)	合算 合算 合算 合算 1契約 1番号あたり2円のご請求となります 1番号あたり2円のご請求となります
△消費税等相当額(計) 803	803	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
△合計	8,837	合計 <NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、2月末で ○ドコモ光／戸建のご契約期間は2月末で ○ポイントのお知らせ 2月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 2月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	3年5か月となりました。 1年5か月となりました。 70です。 7,694円です。) プラチナステージです。